

2023 年度 JPC 次世代アスリート育成強化選手選考規程

一般社団法人日本パラバドミントン連盟
強化委員会

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、本連盟という）の JPC次世代アスリート育成強化選手選考基準を明確で、透明性のあるものにするを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

(選考基準)

第3条 選考に当たっては、パラリンピックへの出場を主眼とし、BWFパラバドミントンクラシフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、以下の条件を満たしたものの。

(選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とし、JPC次世代アスリート育成強化選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 年齢が30歳以下で、第8回日本障がい者バドミントン選手権大会に登録したものの。
- 2) JPC次世代アスリート育成強化選手として代表活動を行った経験が通算4年以下のものの。
- 3) JPC次世代アスリート育成強化選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得るものの。

(選考方法)

第5条 国際大会に出場し、一定の戦績、今後の成長が見込まれる将来性、適正等を総合的に評価されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたものの。

(認定期間)

第6条 JPC次世代アスリート育成強化選手の認定期間は、2023年4月1日から

2024年3月31日までとする。

(JPC次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知)

第7条 JPC次世代アスリート育成強化選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上での発表
- 2) 認定者への紙面による認定通知書の郵送

(JPC次世代アスリート育成強化選手の途中選考)

第8条 年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会の承認により、JPC次世代アスリート育成強化選手の追加が出来るものとする。
尚、追加の際は、別途、選考基準、選考方法を設けるものとする。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則

1. この規程は、2022年12月1日から施行する。